

資料編



施設の概要

水源

	水源	用水	浄水場
県水受水	岩屋ダム	木曽川総合用水	犬山浄水場
	牧尾ダム 味噌川ダム 阿木川ダム	愛知用水	高蔵寺浄水場
	市内の深井戸		町屋送水場 知多配水場

浄水施設

施設名	稼動開始年	ろ過池数	施設能力(m ³ /日)
町屋送水場	2012(H24)	4	15,000
知多配水場	2017(H29)	6	9,900
合計		10	24,900

送水施設

施設名	稼動開始年	送水先	ポンプ設置数(台)
町屋送水場	2012(H24)	桃山配水場	3
県水受水ポンプ場	1974(S49)	桃山配水場	7
桃山配水場			6
	1971(S46)	東山配水場	3
	1975(S50)	東神明配水場	3
東神明配水場			7
	1975(S50)	神屋西配水場	2
	1999(H11)	明知配水場	3
	1986(S61)	神屋東配水場	
	1988(S63)	神屋中配水場	
	1992(H4)	上野配水場	2
西尾ポンプ場	2000(H12)	内津配水場	2
庄名ポンプ場	2003(H15)	高蔵寺高区配水場	2
合計			27

配水施設

施設名		設置年	有効容量 (m ³)
知多配水場			4,000
	1号配水池	2017(H29)	2,000
	2号配水池	2017(H29)	2,000
桃山配水場			38,800
	1号配水池	1971(S46)	4,000
	2号配水池	1973(S48)	5,000
	3号配水池	1976(S51)	12,000
	4号配水池	1996(H8)	17,800
東山配水場			10,000
	1号配水池	1971(S46)	4,000
	2号配水池	1999(H11)	6,000
玉野配水場		1997(H9)	1,100
東神明配水場			11,600
	1号配水池	1975(S50)	5,000
	2号配水池	1996(H8)	1,600
	3号配水池	2015(H27)	5,000
神屋西配水場		1975(S50)	1,000
神屋中配水場			1,300
	低区配水池	1988(S63)	1,000
	高区配水池	1988(S63)	300
神屋東配水場		1986(S61)	1,230
上野配水場		1992(H4)	500
明知配水場			1,700
	低区配水池	1999(H11)	1,000
	高区配水池	1999(H11)	700
大和配水場		1971(S46)	1,500
内津配水場		2000(H12)	310
高蔵寺高区配水場			4,000
	1号配水池	1972(S47)	2,000
	2号配水池	1972(S47)	2,000
高蔵寺中区配水場			4,900
	1号配水池	1967(S42)	2,450
	2号配水池	1967(S42)	2,450
高蔵寺低区配水場		1984(S59)	2,100
合計			84,040

投資・財政計画に係る主な前提条件

項目		前提条件
収益的収入	給水収益	給水人口、有収水量の予測を基に推計 2027年度(令和9年度)以降は、改定後の水道料金により推計
	長期前受金戻入	受託工事による工事収入等の、減価償却費等見合い分を収益化するものとして推計
	その他収益	過去の実績等を基に推計
収益的支出	職員給与費	2024年度(令和6年度)の職員給与費に人員増等を考慮した上で、物価上昇率1.0%/年を乗じて推計
	受水費	受水量を過去の実績を基に、2026年度(令和8年度)の県営水道の値上後の料金を反映させ推計
	減価償却費	予測した取得資産に対し法定耐用年数に基づき推計
	その他営業費用	過去の実績等を基に物価上昇率 1.0%/年を乗じて推計
	支払利息	企業債の元利償還見込に基づき、利率3%/年で推計
資本的収入	企業債	内部留保資金の基準で定めた財源を確保し、不足する額を企業債の借入で賄うこととし、企業債の借入方針で定めた上限目安を超えないよう推計
	工事収入	土地区画整理事業等の受託工事を相手方の事業計画や過去の実績等により推計
資本的支出	整備事業費	投資計画に基づき、物価上昇率 1.0%/年を乗じて推計
	企業債償還金	企業債の元利償還見込に基づき推計

用語解説

用語名	説 明
あ	
アセットマネジメント	事業全体を対象に現在ある資産を客観的に把握・評価し、中長期的な視点に立ち計画的・効率的に管理する取組
ICT	Information and Communication Technology の略 デジタル化された情報の通信技術
か	
春日井市総合計画	市の将来像を実現するため、様々な分野にわたる事業を総合的に進めるための市の最上位計画
管路経年化率	法定耐用年数を経過した管路延長の総延長に対する割合 数値は低いほうが良い $\text{管路経年化率}(\%) = \frac{\text{法定耐用年数を経過した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$
管路更新率	1年間に更新した管路延長の総延長に対する割合 管路の更新ペースや状況を把握できる $\text{管路更新率}(\%) = \frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$
基幹管路	導水管、送水管及び口径 400mm 以上の配水管
基幹管路の耐震化率	耐震基幹管路延長の基幹管路総延長に対する割合 数値は高いほうが良い $\text{基幹管路の耐震化率}(\%) = \frac{\text{基幹管路の耐震管延長}}{\text{基幹管路の延長}} \times 100$
基幹管路の耐震適合率	耐震管に加え、管路が布設された地盤の性状を勘案すれば耐震性があると評価できる基幹管路延長の基幹管路総延長に対する割合 数値は高いほうが良い $\text{基幹管路の耐震適合率}(\%) = \frac{\text{耐震適合性のある管路延長}}{\text{基幹管路の延長}} \times 100$

企業債	地方公営企業が行う建設改良事業などに要する資金に充てるために起こす地方債(国などからの長期借入金)
企業債残高対給水収益比率	企業債残高の給水収益に対する割合 企業債残高の規模を示す指標 企業債残高対給水収益比率(%) = 企業債現在高合計 ÷ 給水収益 × 100
給水区域	水道事業者が水道水を供給する区域
給水原価	有収水量1 m³当たりどれだけ費用がかかっているかを表す指標 給水原価(円) = {経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費) - 長期前受金戻入} ÷ 有収水量
給水人口	給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口
供給単価	有収水量1 m³当たりの給水収益の割合を示す指標 供給単価(円) = 給水収益 ÷ 有収水量
繰越利益剰余金	前年度までの未処分の利益(剰余)のうち、当年度へ繰り越された金額
経常収益	水道料金収入等の本来の営業活動から生じる営業収益と、他会計補助金や預金利息などの本来の営業活動以外の活動によって得られる営業外収益の合計
経常収支比率	経常収益の経常費用に対する割合 100%以上の場合は経常黒字を、100%未満の場合は経常赤字を表す 経常収支比率(%) = 経常収益 ÷ 経常費用 × 100
経常費用	職員給与費や委託料など維持管理費・減価償却費などの本来の営業活動から発生する営業費用と企業債利息などの本来の営業活動以外の活動により発生する営業外費用の合計
経年化設備率	浄水場内の法定耐用年数を経過した電気・機械設備数の電気・機械設備の総数に対する割合 数値は低いほうが良い 経年化設備率(%) = 法定耐用年数を経過した電気・機械設備数 ÷ 電気・機械設備数 × 100

県営水道	市等に対し、水道水を供給する愛知県が運営する事業（愛知県営水道事業）
減価償却費	土地などを除く固定資産（建物・配水管など）の減価（価値の減少）を、使用できる期間（法定耐用年数）にわたり、合理的かつ計画的に費用として負担させるための、会計上の処理を減価償却といい、この処理による特定の年度の費用
固定費	水道料金算定に必要な総括原価を経費の性質ごとに配分するための費用の種類で、水道の使用量と関係なく、水道需要の存在に伴い固定的に発生する費用 配分基準により基本料金と従量料金に配分
さ	
資産維持費	水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保されるべき額であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額を水道料金の算定時の総括原価に含める必要がもの
資産減耗費	資産の滅失、紛失、価値の下落を反映させる費用
施設最大稼働率	施設・設備が1日に対応可能な配水能力に対する、1日最大配水量の割合 $\text{施設最大稼働率}(\%) = 1\text{日最大配水量} \div 1\text{日配水能力} \times 100$
施設利用率	施設・設備が1日に対応可能な配水能力に対する、1日平均配水量の割合 $\text{施設利用率}(\%) = 1\text{日平均配水量} \div 1\text{日配水能力} \times 100$
資本的収支	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良にかかる企業債償還金などの支出と、その財源となる負担金や受託工事などの収入
収益的収支	1事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益と、それに対応する全ての費用
受託工事	土地区画整理事業等において、新たに水道管等を整備する場合、原因者の負担で行う工事

需要家費	水道料金算定に必要な総括原価を経費の性質ごとに配分するための費用の種類で、水道の使用量と関係なく利用者の存在により発生する費用 固定的なものであるため基本料金に配分
浄水施設耐震化率	耐震対策の施されている浄水施設能力の全浄水施設能力に対する割合 数値は高いほうが良い $\text{浄水施設耐震化率}(\%) = \text{耐震対策の施されている浄水施設能力} \div \text{全浄水施設能力} \times 100$
新水道ビジョン	将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、取り組みの目指すべき方向性やその実現方策、関係者の役割分担を提示したもの
水道DX	水道施設の老朽化や管理に精通した熟練職員の減少などが急速に進む中、将来にわたり水道サービスを提供し続けるためには、デジタル技術を活用し、メンテナンスを高度化・効率化させる取り組み
水道施設	水道のための取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、貯水施設及び配水施設
総括原価	営業費用に資本費用を加えて算定された額 水道料金算定期間における総括原価と水道料金収入の総額が一致するように水道料金が算定される
た	
ダウンサイジング	配水量の減少や技術進捗に伴い、水道施設更新時等に施設や管路の能力を縮小し、効率化を図ること
濁度	水の濁りの程度を示す指標 (水道水質基準等評価値では2度以下)
長期前受金戻入	固定資産取得のために交付された補助金などについて、減価償却見合い分を収益化したもの
逦増制	使用水量に応じて段階的に料金単価が高くなる制度 水の使用を抑制し、一般家庭の料金を安く設定できる

逓増度	逓増度は、水1 m ³ を使用した時の最大単価と最小単価の倍率を比較した値 大口使用者にどれだけ多くの負担を求めているかを測る指標
デマンドレスポンス	電力需要がピークになる時間帯に電力使用量を減らしたり、逆に需要が少ない時間帯に電力使用量を増やしたりすることで、電力の需要パターンを変えて電力使用量を制御する仕組み
独立採算制	企業が事業活動の経費を経営に伴う収入で賄うこと
な	
内部留保資金	減価償却費などの現金支出を伴わない支出や収益的収支における利益によって留保される自己資金
は	
配水池耐震施設率	耐震対策の施されている配水池容量の配水池総容量に対する割合 数値は高いほうが良い 配水池耐震施設率(%)＝耐震対策の施されている配水池有効容量÷配水池有効容量×100
PDCA サイクル	業務プロセス管理手法の1つで、Plan(計画)–Do(実施)–Check(検証)–Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、継続的な改善を目指していく手法
pH 値	水溶液の酸性度またはアルカリ性(塩基性)を表す尺度 (水道水の pH 値は、5.8 以上 8.6 以下)
変動費	水道料金算定に必要な総括原価を経費の性質ごとに配分するための費用の種類で、水道の使用量に伴い発生する費用 使用量に対し増減するものであるため従量料金に配分
ベンダーロックイン	特定の事業者(ベンダー)の製品・サービスに依存し、他社への切替えやシステム変更が困難になる状態(ロックイン)
法定耐用年数	地方公営企業法施行規則により定められた、減価償却計算を行うための会計制度上の年数

ま	
未処理欠損金	年度末時点で処理(補てん)できずに残っている欠損金(赤字)
や	
有形固定資産減価償却率	有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標 資産の老朽化度合を示している 有形固定資産減価償却率(%) = 有形固定資産減価償却累計額 ÷ 有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価 × 100
有収水量	配水する水のうち水道料金の徴収対象になる水量
有収率	施設の稼働(配水)が収益につながっているかを判断する指標 100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されている 有収率(%) = 年間総有収水量 ÷ 年間総配水量 × 100
ら	
流動比率	1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す指標 100%以上あることが望ましい 流動比率(%) = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100
料金回収率	水道水を給水するのに必要なコストを水道料金で賄えているか示す指標 料金回収率が100%を下回っている場合、給水にかかる費用が、料金収入以外の収入で賄われていることを意味する 料金回収率(%) = 供給単価 ÷ 給水原価 × 100
累積欠損金比率	営業活動によって生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補てんできず、複数年度にわたって累積した欠損金の状況を表す指標 累積欠損金比率(%) = 当年度未処理欠損金 ÷ (営業収益 - 受託工事収益) × 100
漏水調査	水漏れの音を確認する音聴棒などの専門機器を使った調査

春日井市上下水道事業経営審議会委員名簿

構 成	氏 名	所 属 団 体 等
会 長	磯部 友彦 (2025 年度(令和7年度)まで)	中部大学
会 長	齊藤 由里恵 (2025 年度(令和7年度)まで副会長)	中京大学
副会長	曾場 七恵 (2026 年度(令和8年度))	中部大学
委 員	尾花 まき子 (2025 年度(令和7年度)から)	名古屋工業大学
委 員	安藤 宣貴 (2025 年度(令和7年度)まで)	安藤宣貴税理士事務所
委 員	香田 浩一	公認会計士
委 員	山田 真平 (2024 年度(令和6年度))	春日井商工会議所
委 員	鈴木 夕雪 (2025 年度(令和7年度)から)	
委 員	時田 加代子	春日井市婦人会協議会
委 員	伊藤 實資 (2024 年度(令和6年度))	春日井市区長町内会長連合会
委 員	安達 和範 (2025 年度(令和7年度))	
委 員	百井 裕則 (2026 年度(令和8年度))	
委 員	村松 世規 (2024 年度(令和6年度))	名古屋徳洲会総合病院
委 員	秋田 徹 (2025 年度(令和7年度)から)	
委 員	櫻井 千明 (2025 年度(令和7年度)まで)	公募委員
委 員	貞方 智子 (2025 年度(令和7年度)まで)	
委 員	黒澤 慧 (2026 年度(令和8年度))	
委 員	白浜 勝幸 (2026 年度(令和8年度))	

春日井市上下水道事業経営審議会審議経過

審議会	開催年月日	審議の概要
2024年度 (令和6年度) 第1回	2024年(令和6年) 8月28日	・「春日井市水道事業の経営に関する調査及び審議について」諮問 ・水道事業の現状と課題について
第2回	2024年(令和6年) 10月21日	・第1次経営戦略の進捗状況について ・水道事業の内部留保資金について
第3回	2025年(令和7年) 1月22日	・水道事業の投資・財源試算について
第4回	2025年(令和7年) 3月28日	・水道料金改定の検討について
2025年度 (令和7年度) 第1回	2025年(令和7年) 8月7日	・答申期限の変更 ・これまでの主な経営健全化の取組について ・水道料金改定の検討について(2)
第2回	2025年(令和7年) 10月20日	・第1次経営戦略の進捗状況について ・水道料金改定の検討について(3)
第3回	2025年(令和7年) 11月25日	・第2次経営戦略(中間案)について
第4回	2025年(令和7年) 12月23日	・第2次経営戦略(中間案)について
2026年度 (令和8年度) 第1回	2026年(令和8年) 7月29日	・第2次経営戦略(中間案)に対する市民意見公募結果について ・第2次経営戦略(案)について ・「春日井市水道事業の経営に関する調査及び審議について」答申

第2次経営戦略(中間案)に対する市民意見公募の結果

1 募集案内

広報(令和8年3月号)、市ホームページ及び市公式LINE

2 募集期間

令和8年3月3日(火)から令和8年4月3日(金)まで

3 公表方法

第2次経営戦略(中間案)を市の各施設(上下水道経営課、市役所情報コーナー、東部市民センター、坂下出張所、各ふれあいセンター、各公民館、市民活動支援センター、レディヤンかすがい、総合福祉センター)に設置するとともに、市ホームページに掲載

4 募集方法

郵送、ファクス、電子メール、市公式 LINE、あいち電子申請・届出システム若しくは持参による提出

5 募集結果

0名0件

諮問(写)

6 春上下経第 575 号

令和 6 年 8 月 28 日

春日井市上下水道事業経営審議会

会長 磯部 友彦 様

春日井市長 石黒 直樹



春日井市水道事業の経営に関する調査及び審議について（諮問）

このことについて、次のとおり諮問します。

1 諮問事項

本市の水道事業は、昭和32年に給水を開始して以来、水需要の増加や給水区域の拡大に併せ、拡張事業を実施し、市内全域への安全で安心な水の供給に努めてきました。

こうした中、経営状況や将来環境を分析し、事業の効率化や施設管理の見直しを行うなど、具体的な経営改善に取り組むため、平成30年3月に「春日井市水道事業経営戦略」（以下「経営戦略」と言う。）を策定し、令和4年度に現状に合わせ中間見直しを行いました。

しかしながら、費用においては、昨今の急激な物価高騰等により予定されていなかった県営水道料金の値上げが行われるなど増加が見込まれ、収入においては、給水人口の減少、水需要の減少等により、給水収益の減少が予測よりも多いため、計画よりも早く経営状況が厳しいものとなることが予想されるなど、水道事業を取り巻く環境は大きく変化しており、「経営戦略」の改定が必要となっています。

つきましては、令和9年度に改定予定の「経営戦略」を前倒して改定するにあたり、水道事業における課題を踏まえ、財源確保に向けた料金改定の検討等を含めた、多角的な視点から貴審議会の意見を求めます。

2 答申期限 令和8年1月まで

諮問に係る答申期限変更依頼(写)

7 春上下経第 854 号

令和 7 年 8 月 7 日

春日井市上下水道事業経営審議会

会長 磯部 友彦 様

春日井市長 石黒 直樹



答申期限の変更について（依頼）

令和 6 年 8 月 28 日付け 6 春上下経第 575 号の諮問により、審議を重ねていただいているところですが、料金改定が避けられない状況であることから、「改定時期」や「改定率」など検討をさらに深めるため、答申期限を変更いたしますので、引き続き調査及び審議をお願い申し上げます。

変更後の答申期限 令和 8 年 7 月まで

答申(写)

令和8年7月29日

春日井市長 石 黒 直 樹 様

春日井市上下水道事業経営審議会

会長 齊藤 由里子

春日井市水道事業の経営に関する調査及び審議について（答申）

令和6年8月28日付け6春上下経第575号で諮問のありました春日井市水道事業の経営について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添の第2次春日井市水道事業経営戦略(案)のとおり結論を得ましたので答申いたします。

市長におかれましては、審議過程で各委員から出された意見を十分踏まえ、持続可能な経営に向けて、水道事業を着実に推進されるよう要望します。

なお、本審議会といたしましては、県営水道の値上げや物価上昇、水需要の減少による給水収益の減少が見込まれる中、老朽化が進む水道施設の更新や耐震化による地震防災対策の強化を計画的に推進するためには、経営の健全化は急務であり、その実現には料金改定は避けられないもので、本経営戦略はそれに言及していることから妥当な内容であると認められますが、これに沿って水道事業を推進していくにあたり留意すべき事項を次のとおり申し添えます。

1 進捗状況の公表

経営戦略の推進にあたり、進捗状況についてわかりやすく市民に公表し、理解されるよう努めてください。

2 料金の改定

料金の改定にあたっては、市民生活や企業活動に大きな影響を及ぼすことを勘案し、市民に対して十分な説明を行い、適切な料金について理解と協力を得られるよう努めてください。

3 経費の削減と効率化

水道施設の更新や耐震化に際しては適正な規模で行うなど、引き続き、徹底した経費の削減と効率化に取り組み、社会経済情勢の変動に留意し、公営企業としての経営努力を最優先に行うよう努めてください。

